

航空法施行規則及び車両の通行の許可の手続等を定める省令 の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国はオーストラリア及び英国との間で、それぞれ両国部隊間の協力活動の実施の円滑化を目的に、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定を締結している。

また、その実施のために日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 26 号。以下「日豪 R A A¹法」という。）及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和 5 年法律第 27 号。以下「日英 R A A 法」という。）が制定されている。

防衛の分野に係る円滑化協定（以下「R A A」という。）に係る法制の簡素化及び R A A の適確な実施を確保するため、我が国が締結した R A A の実施に関する諸法律を統合すること等を目的として、日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和 7 年法律第 26 号。以下「R A A 新法」という。）が、第 217 回通常国会において成立した。

また、同法附則第 3 条の規定により、統合前の諸法律である日豪 R A A 法及び日英 R A A 法が廃止されることとなった。

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 2 は、無人航空機について、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない旨を規定している。また、同条ただし書は試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでないとしており、その具体的な条件については、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 236 条に定められている。同条第 1 項第 2 号では、オーストラリア軍隊及び英国軍隊が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合については、法第 132 条の 2 ただし書が適用される旨が定められている。

また、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号。以下「車限令」という。）では、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両の幅、重量、高さ等の車両の制限の基準及び車両の制限を超えた車両（以下「限度超過車両」という。）の通行に係る許可の申請その他の手続が定められている。車限令第 14 条では、特例的に車限令の規定について適用しない車両が定められており、災害救助、水防活動等の緊急の用務又はその他の公共の利害に重大な関係がある公の用務のために通行する国土交通省令（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和 36 年建設省令第 28 号。以下「手続省令」という。））で定める車両等で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものがその対象となっており、オーストラリア軍隊及び英国軍隊が当該国との R A A に規定する協力活動の実施のための要請に基づき使用される公用車両も対象となっている。

今般、規則及び手続省令における日豪 R A A 及び日英 R A A に対応する箇所について、R A A 新法に対応するための改正を行う必要がある。

¹ 「R A A」=Reciprocal Access Agreement の略。

2. 概要

ＲＡＡ新法の施行に伴い、我が国が締結したＲＡＡの実施に関する諸規定を統合することとする（いわゆる「共通規定化」）。

(1) 規則の一部改正

航空法（昭和27年法律第231号）第132条の2に規定する、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合の具体的な条件について、日豪ＲＡＡ法第2条第1項に規定するオーストラリア軍隊及び日英ＲＡＡ法第2条第1項に規定する英国軍隊が、その任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合を改め、ＲＡＡ新法第2条第2号に規定する締約国軍隊がその任務の遂行に必要な業務のために無人航空機を飛行させることにつき、あらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合とすることとする。

(2) 手続省令の一部改正

手続省令第7条第1項に規定する車両の基準や限度超過車両に関する手続を適用しない車両について、日豪ＲＡＡ及び日英ＲＡＡの規定に基づいて要請された協力活動のために使用される公用車両を改め、ＲＡＡ新法第2条第1項第1号に規定するＲＡＡの規定に基づいて要請された協力活動のために使用される公用車両とすることとする。

その他、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）及び踏切道改良促進法の一部を改正する法律（令和3年第9号）の施行の際に改正が行われなかった部分（様式第四）について、所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年7月

施行：ＲＡＡ新法の施行の日

（公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日）